平成２５年（フ）第３９１号
山梨県笛吹市石和町広瀬311番地５　メゾン・フルヤ１の２号
債務者　大村　文彦
1　決定年月日時　平成26年１月17日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月17日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第３９３号
山梨県笛吹市石和町小石和1729番地
債務者　小越　昭彦
1　決定年月日時　平成26年１月17日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月17日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第４号
愛知県稲沢市下津新町61番地　コーポたちばなＡ－１
債務者　日下部明美（旧姓山口・角）
1　決定年月日時　平成26年１月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月17日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２５年（フ）第７５号
兵庫県西脇市津万166番地の１
債務者　深田　政幸
1　決定年月日時　平成26年１月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月17日まで
神戸地方裁判所社支部

平成２５年（フ）第７６号
兵庫県西脇市上野427番地の２　東播染工社宅202号
債務者　依藤　睦美
1　決定年月日時　平成26年１月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月17日まで
神戸地方裁判所社支部

平成２５年（フ）第３０１号
香川県高松市一宮町408番地10　ディアスＦ101号室
債務者　山口　正人
1　決定年月日時　平成26年１月20日午前10時10分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月17日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第１７１４号
福岡県糸島市志摩稲留349番地33
債務者　町中　俊也
1　決定年月日時　平成26年１月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１７９０号
福岡県糟屋郡新宮町大字上府577番地３上府公民館内
債務者　西村　匡佳
1　決定年月日時　平成26年１月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１８１８号
福岡市中央区黒門８番14―302号
債務者　松尾　　茂
1　決定年月日時　平成26年１月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１８４１号
福岡市西区大字徳永514番地54
債務者　大里　文野
1　決定年月日時　平成26年１月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１８６７号
福岡市南区桧原３丁目19番９―301号
債務者　佐伯　英美
1　決定年月日時　平成26年１月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１８８８号
福岡県糟屋郡篠栗町大字和田773番地１フル・ド・リ204号
債務者　江口由里子
1　決定年月日時　平成26年１月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１８９３号
福岡市南区中尾２丁目27番７号
債務者　竹下　淳子
1　決定年月日時　平成26年１月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１９０８号
福岡市東区若宮２丁目６番37号
債務者　中津留　誠
1　決定年月日時　平成26年１月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１９１０号
福岡県糟屋郡篠栗町田中103―１ピュア27―601、住民票上の住所福岡県糟屋郡粕屋町原町２丁目６番８号
債務者　伴　　健作
1　決定年月日時　平成26年１月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１９１２号
福岡市東区美和台３丁目９番７号
債務者　大山ゆかり
1　決定年月日時　平成26年１月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１９２９号
福岡県糟屋郡宇美町原田３丁目10番３―302号
債務者　山本アキノ
1　決定年月日時　平成26年１月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部